

小牧駅周辺イルミネーション業務委託仕様書

1 業務名 小牧駅周辺イルミネーション業務委託

2 目的

本業務は、本市のブランド力を高め、市民が自分たちの住むまちに愛着と誇りを持ち、また市外からも訪れてみたいと支持されるような魅力ある中心市街地を目指すことを目的として、イルミネーションの企画、設置及び点灯を行うものである。

なお、契約時における仕様書は、優先交渉権者として特定された企業の技術提案内容に応じて内容を変更することができるものとする。

3 契約期間

令和8年9月14日（月）から令和9年3月5日（金）まで

4 点灯期間

令和8年12月1日（火）から令和9年2月14日（日）まで

午後5時から午後10時まで

※小牧市にぎわい広場図書館前エリアは午後5時から午後9時まで

※令和8年11月29日（日）及び令和8年11月30日（月）は施工範囲全て午後6時から午後7時までプレ点灯期間を設ける。

5 設置場所

市道小牧駅前線の一部及び小牧市にぎわい広場の一部
(別添『小牧駅周辺イルミネーション施工配置図』参照)

令和8年度は、本事業とあわせ、発注者において冬季のにぎわい創出についての社会実験を予定している。

そのため、別添『小牧駅周辺イルミネーション施工配置図』にて朱字で示した箇所は、本事業の対象外エリアとする。

また、小牧市にぎわい広場図書館前エリアの水色部分については、期間中、キッチンカーの設置を予定していることから、対象外エリアと同様の取扱いではあるが、本事業との一体感を持たせるため、頭上装飾を必須とする。

6 テーマ及び施工内容

小牧の歴史・自然・文化を光で表現し、楽しみながら小牧を知ることができるイルミネーションを実施することで、市民にはまちへの愛着を、市外からの来場者には小牧というまちを楽しみながら知ってもらう機会を提供する。

また、来場者がイルミネーションを見て終わるだけでなく、体験を通じて滞在することでのぎわい創出につなげる。

- ア にぎわい広場駅西エリアA区画の芝生上には、本事業のシンボルとなるツリー型オブジェを設置し、写真撮影等による滞留を想定した十分なスペースを確保すること。
設置位置については、安全性及び動線を考慮した上で受注者が提案し、発注者と協議の上決定するものとする。
- イ ツリー型オブジェの前では、来場者がセルフタイマー機能等を用いて記念撮影ができるよう、スマートフォン設置台など必要な設備を設置すること。その際には、ツリー周辺には多くの方が滞留することや、通行人もあることなどを考慮し、安全性に配慮した施工をすること。
- ウ アに規定するツリー型オブジェについては、クリスマスのイメージに合った仕掛けや色、装飾とし、クリスマス後に装飾変更を行うこと。なお、装飾変更は映像や投影内容の切り替え等も可とする。
- エ 本市らしさを光を用いて表現し、市民の愛着形成につながるような演出及び装飾を取り入れること。
- オ 来場者が体験することで楽しめるような装飾をするなど、滞在時間の延長につながる工夫をこらした装飾を設置すること。
- カ 色や光が移り変わる演出や定時開催の演出、季節のイベントに合わせて変化する装飾など、時間変化を取り入れ、何度でも立ち寄りたくなるよう工夫すること。

7 業務内容及び条件等

(1) 設計業務

技術提案書に基づき、意匠設計、構造設計、設備設計、環境整備設計等工事に必要な実施設計図書（内訳書含む）を作成すること。

(2) 施工業務

- ア 道路使用許可等関係機関への手続き後、実施設計図書に基づき、電気配線、電球等を設置する。設置場所は、一般通行者の多い場所であることから、十分に注意し施工するとともに、電球・配線等が、歩行者や車と接触しないよう配慮すること。また、高所での設置時には、転落、落下等に注意すること。
- イ 本業務における、設置前、工事中、点灯時の写真をサービス版にて1部完了時に提出すること。
- ウ 期間中に点灯時間の変更が必要になる可能性を鑑み、当該変更に対応可能な仕様とすること。
- エ イルミネーション設置完了時に、試験点灯及び設置内容検査を行うこと。
- オ 11月29日(日)については午後6時に現地にて対応を行うこと。

(3) プロモーション業務

- ア 市内外に広くPRするため、ポスターを作成すること。
※ポスター：A2縦 150枚
- イ デザインが確定したのち、Adobe Illustrator または Adobe InDesign でデータ提出をすること。
- ウ デザインが確定したのち、市内巡回バス等に掲載するため、A3横のデザインを作成し、Adobe Illustrator または Adobe InDesign でデータ提出をすること。
※デザイン等は、市のPR業務として利用するため、一切の権利(著作権等)は、発注者に帰属する。

(4) 維持管理業務

- ア 点灯期間中は、週1回程度の見回りを行うとともに、破損等がある場合は簡易な修繕を行うこと。
- イ 点灯期間中、動作に異常が見られる場合は迅速に修繕等の対応が行える体制を整えること。
- ウ 簡易な修繕に要する消耗品等の費用は受注者が負担すること。
- エ 見回り、修繕等の作業結果については、報告書により随時報告すること。

(5) 撤去業務

電飾及び設置資材は全て撤去し現状復帰すること。

(6) 施工等に係る留意事項

- ア 小牧市にぎわい広場駅西エリアについては、施工方法を発注者と協議の上、安全性が確認できる範囲で頭上の装飾を可とする。

- イ イルミネーション装飾については、以下の方式を組み合わせた演出を行ってよいものとする。
- ・点光源タイプ（粒状の LED、ストリングライト等）
 - ・ライトアップ（投光器による植栽等の照射演出等）
 - ・プロジェクション（映像投影、パターン投影等）
- ウ 光の変化をプログラムするためや、メンテナンス等のために、期間中であっても最低限の非点灯日の設定を認める。
- エ 電源の引き込みについては、受注者の負担にて仮設電源一式の対応をすること。
- オ 電力会社、道路使用等の協議は受注者の負担にて対応すること。
- カ 電気使用料は発注者の負担とする。
- キ イルミネーションタイマーについては、市職員が緊急対応可能なものとし、どの職員でも無理なく作業できる高さに設置するものとする。
- ク 使用する電球の90%以上はLEDとする。
- ケ 電飾電球はレンタル、リースを可とする。
- コ 電気工事士の資格者を従事させること。
- サ 道路上（小牧市にぎわい広場を除く）に通行の妨げになるような仕掛け（構造物）は置かないこと。
- シ 小牧市にぎわい広場駅西エリアの芝生上にイルミネーションを設置する際は、芝生を傷めないような措置を施すこと。なお、具体的な対応方法については発注者と協議して決定すること。
- ス 市内外へ本事業の周知を行い、点灯期間中の来場促進につながるよう、SNSを活用したフォトコンテストを実施すること。部門は駅西・図書館前エリアとシンボルロードの2部門とし、各部門3位までを対象に景品を用意すること。なお、景品代については受注者の負担とし、総額12,000円程度とすること。また、具体的な実施方法については受注者が提案し、発注者と協議の上決定するものとする。

8 提出書類等

受注者は、以下の書類を作成し、アからオについては契約後速やかに、カ及びキについては必要に応じて、ク及びケについては業務完了後速やかに発注者に提出するものとする。

ア 工程表

イ 現場代理人・主任技術者通知書、資格及び経歴書

- ウ 実施設計図書（内訳書含む）
- エ 業務遂行体制・施工管理計画
- オ 使用電球数一覧表
- カ 作業実施報告書（見回り、修繕等）
- キ その他、発注者が求める書類等
- ク 実施報告書（施工前、施工中、施工後及び点灯中の写真含む）
※写真についてはデータで提出を行うこと。
- ケ 完了届

9 著作権または使用权について

著作権は発注者に帰属するものとする。ただし、著作権の譲渡が困難な場合は使用权の譲渡をもってかえることができる。

使用权とは、本事業に係る報道機関等の二次利用、発注者のPR活動に利用することなどを含むものとし、その権利は発注者に属するものとする。併せて発注者が認めるものについても使用することができるものとする。

版權使用料、保険料等が必要な場合は、その手続き及び費用は受注者負担とする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項、及び業務遂行上で疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。